

## 豪ドル毎月分配型ファンド

月次レポート

2025年  
09月30日現在

追加型投信／海外／債券

## ■基準価額および純資産総額の推移



基準価額(分配金再投資)【左目盛】

ベンチマーク【左目盛】

・基準価額、基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。

・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。

・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

・ベンチマークは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年、円換算ベース)です。

・詳しくは、後記の「本資料で使用している指数について」をご覧ください。

・ベンチマークは、設定日前営業日を10,000として指数化しています。

## ■騰落率

	過去1ヶ月	過去3ヶ月	過去6ヶ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	1.9%	3.9%	6.4%	2.8%	15.8%	142.4%
ベンチマーク	2.1%	4.2%	6.5%	3.4%	17.1%	197.4%

・実際のファンドでは、課税条件によってお客様ごとの騰落率は異なります。

・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。

・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

## ■ポートフォリオ特性

	ファンド
最終利回り	3.9%
直接利回り	3.7%
デュレーション	2.0

- 利回り、デュレーションは組入銘柄の純資産総額に対する比率で加重平均しています。
- 最終利回り、デュレーションは債券先物を含めて計算しています。
- 最終利回りとは、個別債券等について満期まで保有した場合の複利利回りを示しています。
- 直接利回りとは、個別債券等についての債券価格に対する受取利息の割合を示しています。
- デュレーションとは、金利変化に対する債券価格の感応度を示しています。デュレーションの値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。
- 利回りはファンドの将来の運用成果を保証するものではありません。

## ■債券格付分布

格付種類	比率
AAA格	40.1%
AA格	44.2%
A格	10.9%
BBB格	0.0%
BB格以下	0.0%
無格付	0.0%

・格付は、S&amp;P、Moody'sのうち最も低い格付を表示しています。

・なお、付加記号(十、一等)を省略して集計し、S&amp;Pの格付記号に基づき表示しています。

## ■組入上位10カ国・地域

国・地域	比率
1 オーストラリア	67.7%
2 アメリカ	5.7%
3 国際機関	4.6%
4 カナダ	4.4%
5 スウェーデン	3.4%
6 シンガポール	3.3%
7 韓国	2.5%
8 ドイツ	1.3%
9 ニュージーランド	0.9%
10 オランダ	0.7%

## ■当月の基準価額の変動要因(概算)

	寄与度(円)
為替要因	99
債券要因	3
その他(信託報酬等)	-4
分配金	-5
基準価額(分配落後)	93

・基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便に計算した概算値であり、その正確性、完全性を保証するものではありません。

## ■組入通貨

通貨	比率
1 豪ドル	99.0%
その他	1.0%

・為替予約等を含めた実質的な比率です。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・国・地域は原則、発行地で分類しています。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

## 豪ドル毎月分配型ファンド

月次レポート

2025年  
09月30日現在

追加型投信／海外／債券

## ■種類別・残存期間別組入比率

比率	残存期間別比率					
	1年未満	1～3年	3～5年	5～7年	7～10年	10年以上
国債	5.5%	3.8%	0.9%	0.9%	0.0%	0.0%
国際機関債	4.6%	0.0%	1.3%	3.3%	0.0%	0.0%
政府機関債	13.9%	5.0%	5.2%	3.6%	0.0%	0.0%
州政府債	9.9%	0.0%	0.2%	8.6%	1.1%	0.0%
事業債	48.3%	10.4%	25.3%	12.6%	0.0%	0.0%
MBS	12.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.2%
ABS	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

## ■組入上位10銘柄

組入銘柄数: 89銘柄

銘柄	種別	クーポン	償還日	格付	比率
1 3.98 AUSTRALIAN N 251118	事業債	3.9800%	2025/11/18	AA格	4.8%
2 0.5 AUST GOVT 260921	国債	0.5000%	2026/09/21	AAA格	3.8%
3 4.8 WESTPAC BAN 280216	事業債	4.8000%	2028/02/16	AA格	2.9%
4 1 NBN CO LTD 251203	政府機関債	1.0000%	2025/12/03	AA格	2.6%
5 5.35 NEW YORK LIF 280919	事業債	5.3500%	2028/09/19	AA格	2.4%
6 4.958 BENDIGO AND 291128	事業債	4.9580%	2029/11/28	AAA格	2.1%
7 4.475 KOREA HOUSI 260406	政府機関債	4.4750%	2026/04/06	AAA格	2.0%
8 4.75 AUST & NZ B 270205	事業債	4.7500%	2027/02/05	AA格	2.0%
9 4.3 IBRD 290110	国際機関債	4.3000%	2029/01/10	AAA格	2.0%
10 5.1 BENDIGO AND 280616	事業債	5.1000%	2028/06/16	AAA格	2.0%

・格付は、S&amp;P、Moody'sのうち最も低い格付を表示しています。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

## 豪ドル毎月分配型ファンド

月次レポート

2025年

09月30日現在

追加型投信／海外／債券

## ■運用担当者コメント

## 【市況動向】

豪州短期債券市場は、前月末比で上昇しました。4-6月期の豪州国内総生産(GDP)成長率の伸びが前四半期から加速したことや8月の豪州消費者物価指数(CPI)が市場予想を上回ったことなどを背景に豪州短期債券利回りは上昇した一方、債券利子収入を享受したことなどから豪州短期債券市場は上昇しました。

為替市場では、豪州GDP成長率の伸びが加速したことや、豪州CPIの上振れなどを背景に豪州準備銀行(RBA)の利下げ観測が後退した影響などから、豪ドルは対円で上昇しました。

## 【運用状況(分配金実績がある場合、基準価額の騰落は分配金再投資ベース)】

デュレーションについては、月を通してベンチマークに対し長めの水準としました。また、種別配分については、国債に比べて利回り水準が魅力的な社債など非国債セクターへの配分をベンチマークに対し多めとする一方、国債への配分は少なめとしました。

基準価額は、主に豪ドルが対円で上昇したことや、豪州短期債券市場が上昇したことなどがプラスとなり、上昇しました。

## 【今後の運用方針】

当ファンドでは、デュレーションを長期化するポジションへの確信度を有しております。RBAが追加利下げを実施することを引き続き見込んでおり、3年物豪州債券利回りは当ファンドが想定した3-3.5%のレンジを上回っていることから、バリュエーションの観点で魅力的であると思われます。

豪州では、緩やかながらもインフレは徐々に鈍化しており、引き続きRBAは他の中央銀行よりも金融緩和を行う上で有利な状況にあると考えています。事実、公表された2025年4-6月期の豪州CPIにおいて、CPIトリム平均値は2四半期連続でRBAが目標とする2-3%のレンジ内に収まっていることが示されました。直近のデータでは、インフレ鈍化の勢いが失速している兆候がみられるものの、最終的には基調的なインフレ率はRBAの目標水準の中間値である2.5%に近い水準で推移すると予想します。他方、最近公表されたデータでは、民間部門の経済活動、とりわけ個人消費はようやく回復の兆候が示されました。家計部門を取り巻く環境は、過去数年間極めて厳しい状況が続いてきたことから、個人消費が上向いたことは朗報ですが、回復がどれだけ持続するかは疑問が残ると思われます。

RBAは今回の金融緩和サイクルで累計0.75%の利下げを実施してきました。足元の国内の経済指標が予想以上に強いことを受けて、市場における11月の利下げの確率は50%を下回っていますが、当ファンドでは、RBAが今後も段階的な緩和姿勢を維持するものとみています。また、同国のインフレ率がRBAの目標レンジ内にある中で、回復が弱い民間部門を支援するため、RBAはより多くの対策を講じることができますと想っています。このような環境下で、豪州債券の利回り曲線のフロントエンド(残存期間の短いゾーン)部分を長期化する戦略に、依然としてリターンを獲得する余地があるとみています。

当ファンドではデュレーションをベンチマークに対し長めの水準としています。種別配分に関しては、社債など非国債セクターの組み入れを多めにして運用します。新規発行銘柄については、割安と判断される場合には積極的に組み入れを検討します。今後も金利水準や市場心理などを考慮しながら、必要に応じて機動的なデュレーション調整を行います。

(運用責任者: 笹井 泰夫)

・UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドの資料に基づき作成しています。

・市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。

## ■本資料で使用している指標について

・ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年)とは、オーストラリアの債券市場の値動き(豪ドルベース)を表す指標で、残存期間が3年以内の銘柄で構成されています。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、三菱UFJアセットマネジメントによる一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグの指標はブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグは、三菱UFJアセットマネジメントの関係会社ではなく、ブルームバーグは、三菱UFJアセットマネジメントが運用するファンドを承認し、是認し、レビューまたは推薦するものではありません。ブルームバーグは、ブルームバーグの指標に関するデータまたは情報の適時性、正確性または完全性を保証するものではありません。ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年、円換算ベース)は、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年)をもとに、委託会社が計算したものです。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託から分配金が支払われるイメージ

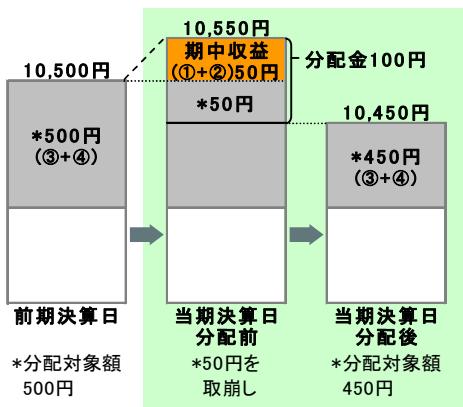


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

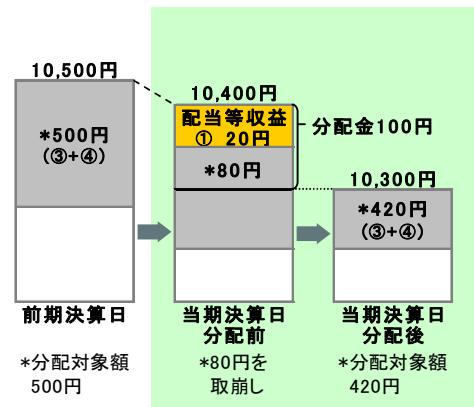
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

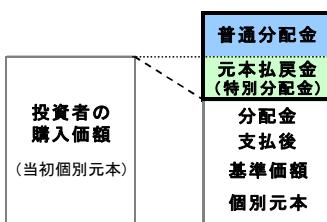
分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まないようにするために設けられた勘定です。

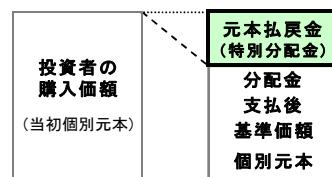
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

## 購入時手数料に関する留意事項

お客様にご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定(購入時手数料を含む場合と含まない場合があります)、口数指定のいずれかのみのお取扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

### [金額を指定して購入する場合] (購入時手数料を含む場合)

例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

### [口数を指定して購入する場合]

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料=(10,000円÷1万口)×100万口×手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくことになります。

# 豪ドル毎月分配型ファンド

## 追加型投信／海外／債券

### ファンドの目的・特色

#### ■ファンドの目的

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とし、信用度の高い公社債に分散投資することにより、安定した収益の獲得をめざします。

#### ■ファンドの特色

##### 特色1 豪ドル建ての公社債を主要投資対象とし、豪ドルベースでの安定的な運用をめざします。

・高格付けの豪ドル建ての国債、政府機関債、州政府債、社債、資産担保証券(ABS)、モーゲージ証券(MBS)、国際機関債等に分散投資します。

・組入債券の平均格付けは、原則としてAA-格相当以上を維持し、信用リスクの低減をめざします。また、投資する債券は、原則として購入時ににおいてA-格相当以上の格付けを取得しているものに限定します。

・組入債券の平均デュレーションは、原則としてベンチマークであるブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年、円換算ベース)±1年以内とし、金利変動リスクの低減をめざします。

・組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

##### 特色2 運用は、豪ドル建債券運用に実績があるUBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。

##### 特色3 毎月の安定分配をめざします。

・毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

・債券の利子収益や売買益(評価益を含みます。)等を原資として、毎月の決算時に安定した収益分配を行うことをめざします。

・分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### 投資リスク

#### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

**価格変動リスク** 一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

**為替変動リスク** 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

**信用リスク** 組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

**流動性リスク** 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

#### ■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

# 豪ドル毎月分配型ファンド

## 追加型投信／海外／債券

### 手続・手数料等

#### ■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・シドニー先物取引所、シドニーの銀行の休業日 ・シドニーにおける債券市場の取引停止日 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ（「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」）をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2003年5月30日設定）
繰上償還	受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にご確認ください。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

#### ■ファンドの費用

##### お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 <b>上限2.2%（税抜 2%）</b> （販売会社が定めます） (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)
--------	---

信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.2%</b> をかけた額
---------	--------------------------------------

##### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.21%（税抜 年率1.1%）</b> をかけた額
------------------	---

その他の費用・手数料	監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
------------	---

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来的市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

##### ●委託会社（ファンドの運用の指図等）

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号 <ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

加入協会：一般社団法人 投資信託協会 <お客様専用フリーダイヤル> 0120-151034

一般社団法人 日本投資顧問業協会 (受付時間 営業日の9:00～17:00)

##### ●受託会社（ファンドの財産の保管・管理等）

三菱UFJ信託銀行株式会社

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。**

2025年09月30日現在

## 販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称:豪ドル毎月分配型ファンド

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
莊内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○			
株式会社第四北越銀行(※)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
大万証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第14号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
株式会社南都銀行(インターネット専用)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社北洋銀行(※)	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
北洋証券株式会社(※)	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

・商号欄に\*の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。